

決議 1777 (2007)

2007年9月20日、安全保障理事会第5745回会合で採択

安全保障理事会は、

リベリアおよびその周辺地域の事態に関する安保理諸決議および議長諸声明、とりわけ2007年3月30日の決議1750(2007)、2006年9月29日の決議1712(2006)、2006年9月19日の決議1626(2006)ならびに2003年9月19日の決議1509(2003)を想起し、

2007年8月8日の事務総長報告書(S/2007/479)を歓迎し、

統治を改善し腐敗と闘うリベリア政府の継続的な努力とともにリベリアの天然資源に対する政府の支配の回復と確立のためにとられた重要な措置をも歓迎し、

リベリア国家警察の再建、装備、展開およびリベリア国軍の再構築の開始、ならびに国家安全保障体制の構築の進展に留意し、リベリア政府に対し、国際社会との協力の下に、これらの分野での努力を促進することを奨励し、

国際社会、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)およびアフリカ連合(AU)の継続的支援に謝意を表明し、

事務総長特別代表の指導の下でのリベリアの平和と安定を維持するための継続的かつ重要な貢献に関する国際連合リベリア・ミッション(UNMIL)の活動を賞賛し、この周辺地域の国境地帯における安全保障活動の調整において、UNMILと国際連合コートジボワールミッション(UNOCI)および近隣諸国政府との緊密な協力を歓迎し、

今日までになされた元兵士の社会復帰の実際の成果に謝意を示し、正規の雇用に対する継続的な必要性を認識し、

2006年9月12日の事務総長報告書に提示された広範な基準に基づく成果を歓迎し、UNMILによる女性の権利の促進と保護のための継続的な努力を歓迎し、リベリア当局に対し、これらの分野におけるさらなる成果の達成、とりわけジェンダーに基づく暴力、性的搾取ならびに虐待と闘うために、国際連合現地チームおよび市民社会と引き続き協力することを求め、

国家の権威の確立、大規模な開発および復興の必要性、司法改革、全土にわたる法の支配の拡大、リベリアの治安部隊および安全保障機構のさらなる発展を含むリベリアの紛争後移行の強化において残っている重要課題を認識し、

シエラレオネ特別法廷の安全に対するUNMILによる支援の継続的必要性を繰り返し表明し、

リベリアの情勢が当該地域における国際の平和と安全に対する脅威を引き続き構成すると判断し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動し、

1. 国際連合リベリアミッション(UNMIL)の職務権限を2008年9月30日まで延長することを決定する。

2. 事務総長に対し、決議1609(2005)の諸条項に従って暫定的にUNMILおよびUNOCIとの間で、必要に応じて、部隊を再配置する権限を与える安保理の意図を再確認する。

3. 2007年10月から2008年9月までの期間にUNMILの軍事部門の一部として展開している要員の数から2,450名の削減を求める事務総長の勧告を是認する。

4. 2008年4月から2010年12月までの期間にUNMILの警察部門の一部として展開する警察官の数から498名削減するとの事務総長による勧告をも是認する

5. 事務総長に対し、2007年8月8日の事務総長報告書(S/2007/479)

第 66 項において詳述された主要な基準についての成果および事務総長もしくは事務総長特別代表により勧告されたその後の基準の改良を監視し、その成果に関して安全保障理事会に対し、本決議採択後 6 カ月後までに報告を行い、その進展の範囲を念頭において、遅くとも 2008 年 8 月 15 日までに安全保障理事会に対し、UNMIL の軍事部門のさらなる削減に関する勧告を行ない、ここに規定された UNMIL の警察部門の削減の勧告が、警察の訓練の十分な進展に、適切であるかを確認することを、要請する。

6. リベリアおよびその周辺地域の治安状況と関連して UNMIL のさらなる削減のための事務総長の勧告を 2008 年 9 月 30 日までに再検討する安保理の意図を表明する。

7. この問題に引き続き取り組むことを決定する